

ダンプトラック等過積載防止対策要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良県総務部管財課が発注する公共工事の施工において、土砂等を運搬する大型自動車（以下「ダンプトラック等」という。）の過積載による違法運行を工事現場から根絶するため、工事請負者に対して行う措置等に関して必要な事項を定め、もって適正かつ円滑な工事の実施に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、奈良県総務部管財課が発注するすべての公共工事のうち、ダンプトラック等を使用して土砂等を運搬する工事に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）第2条及び同法施行令第1条で規定されており、主に次に示すものをいう。

- ア 土、砂利（砂及び玉石を含む。）、碎石及びアスファルト・コンクリート等
- イ アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等

- (2) 過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいう。

この要領では、ダンプトラック等について、土砂等の積載量が自動車検査証に記載されている最大積載量を超えている場合を「過積載」とする。

なお、ダンプトラックのメーカー、車両により許容積載量に差違があるが、過積載の目安として、土砂及び碎石・アスファルト合材等の建設資材は均した状態で平ボディの荷台枠の高さまで、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊等は、その大きさ及び空隙等を考慮し一般的に荷台枠の上端から20cmの高さまでは定量による積載とみなす。

(過積載防止対策)

第4条 過積載を防止するため、工事請負者に対し次の各号に定める事項について措置等を行う。

(1) 特記仕様書等への記載

設計担当職員は、請負者への周知徹底のため、過積載防止対策について特記仕様書、現場説明特記事項に記載するものとする。

(2) 施工における指導

監督職員は、過積載が行われないよう現場代理人等に対して指導するとともに、ダンプトラック等について随時点検を行い過積載防止に努めるものとする。

監督職員は、過積載が行われないよう現場代理人等に対して指導するとともに、ダンプトラック等について随時点検を行い過積載防止に努めるものとする。

監督職員が現場において、第3条第1項第2号後段の目安とする量を超えて土砂等を積載している車両を確認した際には「過積載が疑わしい」と判断し、直ちに請負者へ当該車両の積載量に関する自重計等による計測を指示するとともに、改善を指示するものとする。また、改善指示にもかかわらず、「過積載が疑わしい」行為が再発した場合には、積載量の徹底管理及び再発防止に向けた取り組みの強化について、請負者へ書面（指示書）により改善を指示するとともに改善報告書（様式1）の提出を求める。改善報告書の提出は（おおむね2日程度）を定め、提出先は総括監督員とする。

(3) 工事成績の適切な評定

監督職員は、「過積載が疑わしい」行為に対し書面で改善指示を行った場合は、工事成績評定において厳格かつ適正に評定するものとする。

(4) 現場総点検の実施

監督職員は、国土交通省近畿地方整備局と連携して実施される「ダンプトラック過積載防止対策としての現場総点検」を通じて、請負者に対し必要な改善指示を行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月4月1日から施行する。